

後期高齢者医療制度加入のみなさまへ

■問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 ☎64-8476
 多久市市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

葬祭費の申請はお済みですか？

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対し、申請により葬祭費3万円を支給しています。葬祭を行った日から2年以内に申請しないと、時効により支給ができませんので、ご注意ください。
 対象となる方で、申請を行われていない方は、市民生活課 保険年金係へ問い合わせください。

持っているもの…印鑑・葬祭執行者名義の通帳

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送しています

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合、お薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算し、自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる方を対象に、差額通知ハガキを1月末から郵送しています。

※必ずしも全員の方に届くわけではありません。

※お薬代にかかった金額のみ表示しています。実際の窓口でのお支払いには、技術料等が含まれていることがあります。

※ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があるのでお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

※ジェネリック医薬品については国保通信（14ページ）を参照ください。

■通知書に関する問い合わせにお答えするために、お問い合わせ専用窓口「国民健康保険中央会コールセンター」を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルが記載されていますので、ご利用ください。

平成25年度交通災害共済 加入申し込みの受付を始めました

交通災害共済制度は、交通事故にあわれた方に対する見舞金の制度です。



共済期間 4月1日～翌年3月31日
 （中途加入の場合は、加入された日の翌日から翌年3月31日まで）

掛金 1人 500円（中途加入の場合も500円）

申し込み方法

- ①各世帯に配布した加入申込書に、住所・氏名と加入者の氏名・加入者数・金額を記入してください。
- ②申込書に加入者の人数分の掛金を添えて、お近くの郵便局または市役所で加入手続きを行ってください。（振込手数料不要）
- ③受領した「加入者証兼領収書」は、大切に保管ください。

■問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

就学援助制度のご案内

■問い合わせ

教育委員会 学校教育課 ☎75-2227

経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などを援助します。

◆援助の対象

生活保護法に規定される要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の方。

◆申請方法

教育委員会学校教育課で申請を受け付けています。また各小・中学校でも相談できます。申請後に定例教育委員会にて認定されます。ただし収入や資産状況等により認定されない場合もあります。

◆援助項目

学用品費、通学用品費、給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、宿泊訓練費など。